

## 岡山県公報

発行  
岡山県

## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

## 【条 例】

○ 岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

○ 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

○ 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する等の条例

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

○ 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の

総務学事課

人事課

税務課

県民生活交通課

市町村課

情報政策課

保健福祉課

医療推進課

子ども未来課

〃

総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 公布した条例の解説

## 【解 説】

長寿社会課

総務学事課

岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（第四十条―第四十四条）」を「第四  
第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（第四十条―第四十四条）」に改める。

章の二 特定個人情報に関する特例（第四十四条の二）

第二条第一号ただし書を削る。

第三十三条第一項中「又は第十条」を「の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第十条」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定個人情報に関する特例

第四十四条の二 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）（同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたもの（次項において「情報提供等記録」という。）を除く。）に関しては、第七条第一項第二号から第六号まで及び第二項、第十条並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| <p>第七条第一項</p>    | <p>法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならない場合又は個人</p> | <p>個人</p>  |
| <p>第七条第一項第一号</p> | <p>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき</p>                                | <p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</p> |
| <p>第七条第三項</p>    | <p>法令等</p>   | <p>法令又は条例（以下「法令等」という。）</p>   |
| <p>第十四条第二項</p>   | <p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>                                    | <p>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）</p>            |

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、第七条第一項各号、第二項及び第三項、第十条、第二十二条、第三十条の二、第三章第三節並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 第十五条第二項及び第二十四条第二項 | 法定代理人   | 代理人   |
| 第十六条第二号           | 未成年者又は成年被後見人の法定代理人  | 代理人   |
| 第三十三条第一項          | 第七条第一項の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第十条の規定に違反して外部提供されている   | 第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項の規定に違反して利用されていると認めるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条の規定に違反して提供されていると認めるとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認めるとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されている |
| 第七条第一項            | 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならぬ場合又は個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは除き、個人情報 | 個人情報<br>利用してはならない   |
| 第八条第二項第一号         | 法令等   | 法令又は条例（第十六条において「法令等」という。）   |
| 第十四条第二項及び第二十四条第二項 | 未成年者又は成年被後見人の法定代理人  | 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）  |
| 第十五条第二項及び第二十四条第二項 | 法定代理人   | 代理人   |



年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金」を「年金一元化法附則第三十七条第一項若しくは第六十一条第一項に規定する年金である給付に該当する遺族年金」に改め、同条第二項の表中「障害共済年金」を「旧障害共済年金」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 職員の再任用に関する条例(平成十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(附則第四項において「特定警察職員等」という。)」を削る。

附則第四項中「特定警察職員等」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四十七号

岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第四十二条の十二中「あつては」を「において」に、「者」を「者があるときは、その者」に改める。

第四十七条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号口中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号口中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第五十七条の三第一項中「以下」を「以下この項及び第五十七条の六において」に、「いう。」を「いう。」及び特定課税仕入れ(同項に規定する特定課税仕入れをいう。)に、「すべて」を「全て」に改める。

第六十八条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

第一百七十七条第五項中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改め、同条第六項中「もの」を「者」

に、「積雪による自動車税減免申請書」を「申請書」に改める。

附則第六条第一項中「以下この項」を「第一号」に、「第一号に」を「同号に」に、「以下この条において同じ。」又は「を」を「同号において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。同号において同じ。）又は「に、「とする。以下この条」を「とする。第一号及び第二号」に、「。）」をいう。以下この条」を「。）」をいう。以下この項」に改め、同項第一号中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

附則第十一条の二の七の次に次の二条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十一条の二の八 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び次条第一項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び次条第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同条第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十九条第一項第六号及び第四十二条の十二の規定の適用については、同号及び同条中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の二の九 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十二条の十四に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十九条第一項第七号、第四十二条の十七及び第四十二条の十八の規定の適用については、同号中「法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この号、第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第四十二条の十七中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の

第十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第四十二条の十八中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（令で定める場合にあつては、令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附則第十七条の四を次のように改める。

**第十七条の四 削除**

附則第二十六条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「中」「百分の三・一」を「中」「百分の二・五」に、「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の〇・九」と、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

**第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。**

附則第六条の三第一項中「以下この条」を「第一号」に改め、同項第二号イ中「この項」を「この号」に改め、同号口中「この項」を「この号」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「以下」「を」を「附則第二十三条及び附則第二十三条の二において」「に改め、同号ハ中「同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。」、第十条の二の二から第十条の五の五」を「から第十条の五の四」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第十一条の二の二第二項中「及び附則第十一条の二の七」を「、附則第十一条の二の七及び附則第十一条の二の九」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第十一条の二の三第二項中「附則第十一条の二の七」の下に「及び附則第十一条の二の九第二項」を加える。

附則第十一条の二の八第一項中「未成年者口座（以下この項及び次条第一項）を「未成年者口座（以下この項、次条第二項及び附則第十一条の二の十第一項）に、「契約不履行等事由（以下この項及び次条第一項）を「契約不履行等事由（以下この項及び附則第十一条の二の十第一項）に改める。

附則第十一条の二の九を附則第十一条の二の十とし、附則第十一条の二の八の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

**第十一条の二の九 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約（次項において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は**

雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座から未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において「払出し」という。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取付たものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

（岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年岡山県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「行う課税資産の譲渡等及び」を「行う課税資産の譲渡等（平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」に、「及び施行日」を「及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

附則第十一項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に改める。

附則第十二項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十三項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十四項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。



附則第十五項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十六項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十七項中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県条例第二十九条の二第五項、第六十八条及び第七百七条第五項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中岡山県条例第五十七条の三第一項の改正規定及び附則第九項の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中岡山県条例第三十条第二項及び第四十二条の十二の改正規定並びに同条例附則第六條第一項の改正規定及び同条例附則第十一条の二の七の次に二条を加える改正規定並びに次項の規定 平成二十八年一月一日

四 第二条の規定及び附則第三項の規定 平成二十九年一月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県条例(以下「新条例」という。)第三十条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の岡山県条例の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(法人の事業税に関する経過措置)

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人(三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、施行日から平成二十九年三月三十一日まで間に開始する事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額(当該事業年度が一年

に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。次項から附則第八項までにおいて同じ。）で除して計算した金額。次項から附則第八項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第四十九条第一項（第二号を除く。）の規定により納付すべき事業税額（次項から附則第八項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額に、百分の〇・七二を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ロに規定する資本金等の額に、百分の〇・三を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得を新条例第四十七条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額に、第一条の規定による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）附則第二十六条の規定により読み替えられた旧条例第四十七条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

6 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

7 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

- 一 附則第五項第一号及び第二号に掲げる金額
- 二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得に、百分の三・一を乗じて得た金額  
 (当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
- 8 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
- (地方消費税に関する経過措置)
- 9 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。  
 (たばこ税に関する経過措置)
- 10 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第十七条の四に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。
- 11 次の各号に掲げる期間内に、新条例第七十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、新条例第七十二条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
  - 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
  - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
  - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 12 平成二十八年四月一日前に旧条例第七十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(旧条例第七十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これら

の者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

13 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに知事に提出しなければならない。

- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうちたばこ税の課税標準となるものの本数
- 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

15 附則第十二項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第七十一条の三から第七十二条の二まで及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|            |              |  |
|------------|--------------|--|
| 第七十三条の四の二  | 第七十三条の二      | 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第 号）附則第十三項         |
| 第七十三条の六第一項 | 法第七十四条の二十第一項 | 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用する法第七十四条の二十第一項 |
| 第七十三条の六第二項 | 経過する日        | 経過する日（当該経過する日が平成二十八年九月三十日前である場合には、同日）                            |
| 申告を        | 申告を          | 平成二十八年五月二日までに申告を   |

16 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第十二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第七十二条の三の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十三条の二の

規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

17 平成二十九年四月一日前に新条例第七十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第七十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

18 附則第十三項から附則第十六項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                      |             |                         |
|----------------------|-------------|-------------------------|
| 附則第十三項               | 前項          | 附則第十七項                  |
|                      | 平成二十八年五月二日  | 平成二十九年五月一日              |
| 附則第十四項               | 平成二十八年九月三十日 | 平成二十九年十月二日              |
| 附則第十五項の表以外の部分        | 附則第十二項      | 附則第十七項                  |
|                      | 同項から前項まで    | 同項、附則第十三項及び前項           |
| 附則第十五項の表第七十三条の四の二の項  | 附則第十三項      | 附則第十八項において準用する同条例附則第十三項 |
|                      | 平成二十八年五月二日  | 平成二十九年五月一日              |
| 附則第十五項の表第七十三条の六第一項の項 | 附則第十二条第七項   | 附則第十二条第十項において準用する同条第七項  |
| 附則第十五項の表第七十三条の六第二項の項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成二十九年十月二日              |
| 附則第十六項               | 附則第十二項      | 附則第十七項                  |

19 平成三十年四月一日前に新条例第七十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

20 附則第十三項から附則第十六項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                      |             |                         |
|----------------------|-------------|-------------------------|
| 附則第十三項               | 前項          | 附則第十九項                  |
| 附則第十四項               | 平成二十八年五月二日  | 平成三十年五月一日               |
| 附則第十五項の表以外の部分        | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十年十月一日               |
| 附則第十五項の表第七十三条の四の二の項  | 附則第十二項      | 附則第十九項                  |
|                      | 同項から前項まで    | 同項、附則第十三項及び前項           |
| 附則第十五項の表第七十三条の六第一項の項 | 附則第十三項      | 附則第二十項において準用する同条例附則第十三項 |
| 附則第十五項の表第七十三条の六第二項の項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十年十月一日               |
| 附則第十六項               | 附則第十二項      | 附則第十九項                  |

21 平成三十一年四月一日前に新条例第七十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

22 附則第十三項から附則第十六項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                     |             |                          |
|---------------------|-------------|--------------------------|
| 附則第十三項              | 前項          | 附則第二十一項                  |
| 附則第十四項              | 平成二十八年五月二日  | 平成三十一年四月三十日              |
| 附則第十五項の表以外の部分       | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十一年九月三十日              |
| 附則第十五項の表第七十三条の四の二の項 | 附則第十二項      | 附則第二十一項                  |
|                     | 同項から前項まで    | 同項、附則第十三項及び前項            |
|                     | 附則第十三項      | 附則第二十二項において準用する同条例附則第十三項 |
|                     | 平成二十八年五月二日  | 平成三十一年四月三十日              |

|                          |             |                             |
|--------------------------|-------------|-----------------------------|
| 附則第十五項の表第七<br>十三条の六第一項の項 | 附則第十二条第七項   | 附則第十二条第十四項において準用する<br>同条第七項 |
| 附則第十五項の表第七<br>十三条の六第二項の項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十一年九月三十日                 |
| 附則第十六項                   | 附則第十二項      | 附則第二十一項                     |

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する等の条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報を」に、「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合）にあつては、指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「機構保存本人確認情報の」に改める。

第七条第一項中「並びに同条第二項に規定する閲覧」を削る。

(岡山県本人確認情報保護審議会条例の一部改正)

第二条 岡山県本人確認情報保護審議会条例（平成十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第三条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第三条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第四条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第五条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の八」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第六条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料の額に関する条例の廃止)

第四条 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料の額に関する条例（平成十四年岡山県

条例第四十九号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項の規定による個人番号等の利用及び法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第二条 県は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人番号等の利用)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、法別表第二の第二欄に掲げる事務(知事が処理するものに限る。)とし、知事は、これらの事務を処理するために必要なその保有する同表の第四欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

(特定個人情報の提供)

第四条 教育委員会は、知事から次の各号に掲げる事務を処理するために当該各号に定める特定個人情報提供を求められた場合は、法第十九条第九号の規定により、当該事務を処理するために必要な限度で、当該特定個人情報提供をすることができる。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの 次に定める情報
- イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの
- ロ 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの

- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に基づく支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 次に定める情報



イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの

ロ 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの

(書面の提出義務の特例)

第五条 他の条例その他の規程に基づき特定個人情報記載した書面の提出が義務付けられている場合において、前二条の規定により当該特定個人情報と同一の内容の特定個人情報を利用し、又はその提供があつたときは、当該規程に基づく書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年岡山県条例第五十四号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十九の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をこ

に公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を「都道府県知事」に改める。

第五十三条第二項第一号、第五十九条第一号及び第一百一条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第五条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

8 一部改正法の施行の日の前日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第一条の公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意義務を果たすことができる体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導等必要な配慮を受けられること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して当該業務を適切に行うことができる能力を有する者とすること。

四 満三歳未満の園児の年齢、発達の段階、健康状態、アレルギー、アトピー、必要な栄養素量の給与等に配慮し、当該園児に対して提供する食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じ、食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を策定し、当該計画に基づき食事を提供すること。

9 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第九条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満三歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五十四号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第百九十二条の二」を「第百七十四条第一項」に、「第七項」を「以下この条及び第二十二條第三項」に、「㉑」又は「㉒」を「㉑、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百九条第一項の指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下この条及び第二十二條第三項において同じ。）又は」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予

防特定施設入居者生活介護」に、「第二百五十三条」を「第二百三十条第一項」に、「同項」を「以下この条及び第二十二條第三項」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「(次項及び第二十二條第三項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を削り、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十二條第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十二條第一項第三号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、特定個人情報情報の適正な取扱いを図るため、その提供等に関する特例を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について  
地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
地方税法等の一部改正に鑑み、法人の事業税の税率を改めるとともに、地方消費税の税率の引上げを延期する等所要の改正を行うものである。

◎ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する等の条例について  
住民基本台帳法の一部改正に伴い、国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料の額に関する条例を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付した社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を廃止するものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
医療法等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、同法に基づく病院に医師を宿直させないことの許可等に関する事務を除いたものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の一部改正に鑑み、乳児四人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定に関する特例を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例を定めたものである。

◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、支援員の配置等の基準を改めたものである。